

## 財形年金(住宅)信託 非課税限度管理資料のご案内

財形年金(住宅)信託ご加入者について、現在の契約内容、利率にもとづく将来の予想残高、非課税申告額を超過する見込時期を記載した資料として、以下の書類を送付しておりますので、非課税限度の管理資料としてご活用ください。

なお、財形年金の残高が非課税申告額を超過した場合には、財形住宅と同様に課税扱いの財形年金として取扱いいたします。

### 【送付書類】

財形ご担当者あて	財形年金(住宅信託)ご加入者あて
<p><b>財産形成年金信託非課税限度超過チェック一覧表・資料 No.1</b></p> <p>①作成対象者 財形年金加入者全員</p> <p>②本人積立条件による予想残高 年金受取開始月の前月末日現在の予想残高 作成基準日現在の積立内容および利率にもとづき非課税扱いで計算しております。 奨励金等のご入金および利率の変動により予想残高が変わりますので目安としてご覧ください</p> <p>③非課税限度超過年月 予想残高が非課税申告額または最高限度額(550万円)を超過する見込時期</p> <p>④限度超過時の取扱い 課税契約となり、限度超過時以降の利息はすべて課税扱いとなります 目的外払出の場合は解約時に税金が追徴されます</p>	<p><b>財産形成住宅信託非課税限度超過予定者一覧表・資料 No.2</b></p> <p>①作成対象者 6ヶ月後～5年後以内に、予想残高が非課税申告額を超える見込の財形住宅加入者</p> <p>②予想残高 5年後、7年後の予想残高 作成基準日現在の積立内容および利率にもとづき非課税扱いで計算しております。 奨励金等のご入金および利率の変動により予想残高が変わりますので目安としてご覧ください</p> <p>③非課税限度超過予想 予想残高が非課税申告額を超過する見込時期</p> <p>④限度超過時の取扱い 課税契約となり、限度超過時以降の利息はすべて課税扱いとなります 目的外払出の場合は解約時に税金が追徴されます</p>
	<p><b>財産形成貯蓄のお知らせ・資料 No.3</b></p> <p>①作成対象者 財形加入者全員 (財形年金受給者・据置期間中の加入者は除きます。)</p> <p>②非課税申告額超過見込時期</p> <p>【年金財形】 年金受取開始月の前月までに予想残高が非課税申告額を超える見込の財形年金加入者について表示します。</p> <p>【住宅財形】 6ヶ月後～5年後以内に、予想残高が非課税申告額を超える見込の財形住宅加入者について表示します。</p> <p>③年金財形の積立可能例 非課税申告額の範囲で積立可能な金額(千円単位)をご参考として表示します。</p> <p>④年金財形契約要件違反時の取扱い 「年金財形ご契約内容」「非課税申告額超過見込時期[年金財形]」「積立可能例」の表示はいたしません。 備考欄に「要件違反」と表示します。</p>

## 財産形成年金信託 非課税限度超過チェック一覧表

### 資料No.1

## ご案内①

年金受取開始前月末日現在の予想残高を表示します。  
なお、予想残高が非課税申告額を超過した場合の税額  
は考慮しておりません。

## ご案内④

- 概算による参考表示です。
- 最高限度額積立可能例を参考に積立額を変更する場合は非課税申告額の変更手続が必要です。財形年金の非課税申告額は財形住宅と合算して550万円以内です。

財産形態年金信託 非課税限度超過チェック一覧表												550万円以内です					
年 月 日												三井住友信託銀行					
記入者			口	登録番号	契約登録番号		積立開始	年金支給開始	年金支給終了	現在残高	本人の申告による予想	申告額超過	本人申告額	最高限度額	超過チェック	超過申告額	個
氏名	登録番号	年月	番号	姓	名	番号	年月	年月	年月	年月	登録番号	登録番号	登録番号	登録番号	登録番号	登録番号	登録番号
ご案内②												<p>予想残高が非課税申告額を超える年月を上段に、最高限度額(550万円)を超える年月を下段に表示します。</p> <p>実際残高が非課税申告額を超えた場合、以後の受取利息はすべて課税扱いとなります。</p>					
ご案内③												<p>非課税限度額超過年月(左欄)に表示がある契約のお手続きの参考としていただく案内です。</p> <p>○「1」欄は申告額増額案内で、現在の申告額が最高限度額(550万円)未満の場合は「*」を表示します。</p> <p>○「2」欄は積立額変更案内で、予想残高が申告額を超過する場合は「*」を表示します。</p> <p>○「3」欄は積立中断案内で、現在の残高の利息だけで最高限度額(550万円)を超過する場合は「*」を表示します。</p>					
<p>(ワースト) (年金受取方法) (初期・財産額) (手渡きの案内) (超過チェック対象)</p> <p>1-企画販売店 1-定期 1-定期・財産額 1-手渡きの案内 1-チェックの用意</p> <p>1-定期販売店 1-定期 1-定期販売店 1-手渡きの案内 1-チェックの用意</p> <p>3-定期拠出 3-定期 3-定期拠出 3-手渡きの案内 3-定期の用意</p>																	

## ご案内②

予想残高が非課税申告額を超える年月を上段に、最高限度額（550万円）を超える年月を下段に表示します。  
実際残高が非課税申告額を超えた場合、以後の受取利息はすべて課税扱いとなります。

— 28 内 ③

非課税限度額超過年月（左欄）に表示がある契約のお手続きの参考としていただく案内です。  
○「1」欄は申告額増額案内で、現在の申告額が最高限度額（550万円）未満の場合は「\*」を表示します。

○「2」欄は積立額変更案内で、予想残高が申告額を超過する場合は「\*」を表示します。

○「3」欄は積立中断案内で、現在の残高の利息  
だけで最高限度額(550万円)を超過する場合  
は「\*」を表示します。

## ご案内⑤

限度超過チェックができない  
かった理由を表示します。  
○「1」欄の「\*」表示は既に  
年金給付が開始されてい  
る契約などです。

○「2」欄の「\*」表示には契約情報の不備（積立終了日、給付開始日等の申込みがない場合など）も含まれます。

○「3」欄の「\*」表示は課税  
残高がある契約などです

## 財產形成住宅信託 非課稅限度超過予定者一覽表

## 資料No.2

## ご案内①

5年後、7年後の予想残高を表示します。  
なお、予想残高が非課税申告額を超過した場合の税額は考慮しておりません。

## ご案内②

予想残高が非課税申告額を超過する年月を表示します。予想残高が6カ月後～5年後以内に非課税申告額を超える財形住宅加入者が対象です。

## 財産形成貯蓄のお知らせ

### 資料No.3

## ご案内①

（予想残高が6カ月後～5年後以内に非課税  
申告額を超える財形住宅加入者が対象です。）

5年後の予想残高および予想残高が非課税申告額を超過する年月を表示します。

## ご案内②

（年金受取開始月の前月末日の予想残高が非課税申告額を超える財形年金加入者が対象です。）

積立終了時・年金受取開始時の予想残高および予想残高が非課税申告額を超過する年月を表示します。

積立可能額が「0千円」の加入者は、積立中断または非課税申告額の変更手続が必要となります。

# 財産形成貯蓄のお知らせ

いつも三井住友信託銀行をご利用  
くださいまして誠にありがとうございます。

お預りしております財産形成貯蓄の内容は、  
年 月 日現在下記のとおりと  
なっておりますのでお知らせ申し上げます。

**三井住友信託銀行**  
SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

お取引店 電話

預 会 先 電話

ご住所、お名前の変更は、お預け先を経由して弊社までご連絡  
ください。お電話による「残高照会」は、お受けできませんので  
ご了承ください。

お取引番号	
預貯先番号	3組問い合わせのときなど、この番号
所用部番番号	をおわせてお知らせください。
加入者番号	

## お積立の内容 (記載内容についてご不明の点は、上記欄合先までご連絡なくお申し出ください。)

枝番	貯蓄の種類	横立コース	毎月横立額 円	貯与横立額(1) 円	貯与横立額(2) 円	横立開始時期 年 月	枝区分	月積付手数料 円/月	備考

## 現在残高および異動明細

枝番	最初期預け年月 日	お積立金 円	貯金等 円	お手取収益 円	お払戻金 円	現在残高 (1+2+3+4-5) 円	備考
合計							

## 住宅財形・年金財形非課税申告額超過見込明細 (申告額超過見込明細) (記載のあるお客様は、必ず裏面) 該当項目のご説明をお読みください。

住宅財形	非課税申告額	申告額超過見込時期	5年後予想残高
年金財形	非課税申告額	申告額超過見込時期	受取開始予想残高
年金財形の 横立可能額	現在申告額 万円	横立可能額(毎月) 千円	横立可能額(貯与) 千円

## 年金財形ご契約内容 (契約内容を変更される場合は横立終了時までにお申出ください。)

横立終了時期	受取開始 年月	申込受取期間	受取終了時期	受取方法	通帳手	備考
年 月	歳	年	年 月	年 月		要件違反

■ ご案内はユニバーサルデザインに配慮した書体を使用しています。

お知らせ内容(主な用語)についてのご説明を  
ご覧いただけますので是非お読みください。

- 1 -

課税扱いの場合に「課税」と表示します。

「要件違反」の表示がある場合は、ご契約が要件違反となっておりますので、ご解約の手続きが必要です。